

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書

令和 3 年 1 月に発効した核兵器禁止条約の第 1 回締約国会議が昨年 6 月に開催され、その中で、核兵器の非人道性を再確認するとともに、条約への参加促進や核被害者援助など条約の内容を実現する方策を盛り込んだ「ウィーン宣言」及び具体的な手順・行動を定めた「ウィーン行動計画」が採択された。

しかし、この会議には核保有国やその同盟国の多くが参加しておらず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっている。

本市は、昭和 5 9 年に核兵器廃絶平和都市となることを宣言し、全ての核兵器が廃絶されることを強く希求するとともに恒久的な世界平和を願っており、この願いは全国民共通のものである。新たな核兵器使用のリスクに世界が直面している今、7 8 年前の核被爆により言葉に尽くせぬ苦しみを抱える人々を内包し、共に歩んできた我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別な役割を果たせる稀有な国でもある。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない世界に向け、次の事項を実行することにより、核保有国と非核保有国との橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く求めるものである。

- 1 核兵器禁止条約への早期署名・批准に向けて、まずは本年開催予定の第 2 回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。
- 2 核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准に向けての行動を促すこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会  
内 閣  
あ て

令和 5 年 1 1 月 1 7 日提出

提出者 相模原市議会議員 長谷川 くみ子  
提出者 相模原市議会議員 鈴木 秀 成  
提出者 相模原市議会議員 榎 本 揚 助  
提出者 相模原市議会議員 桜 井 はるな